

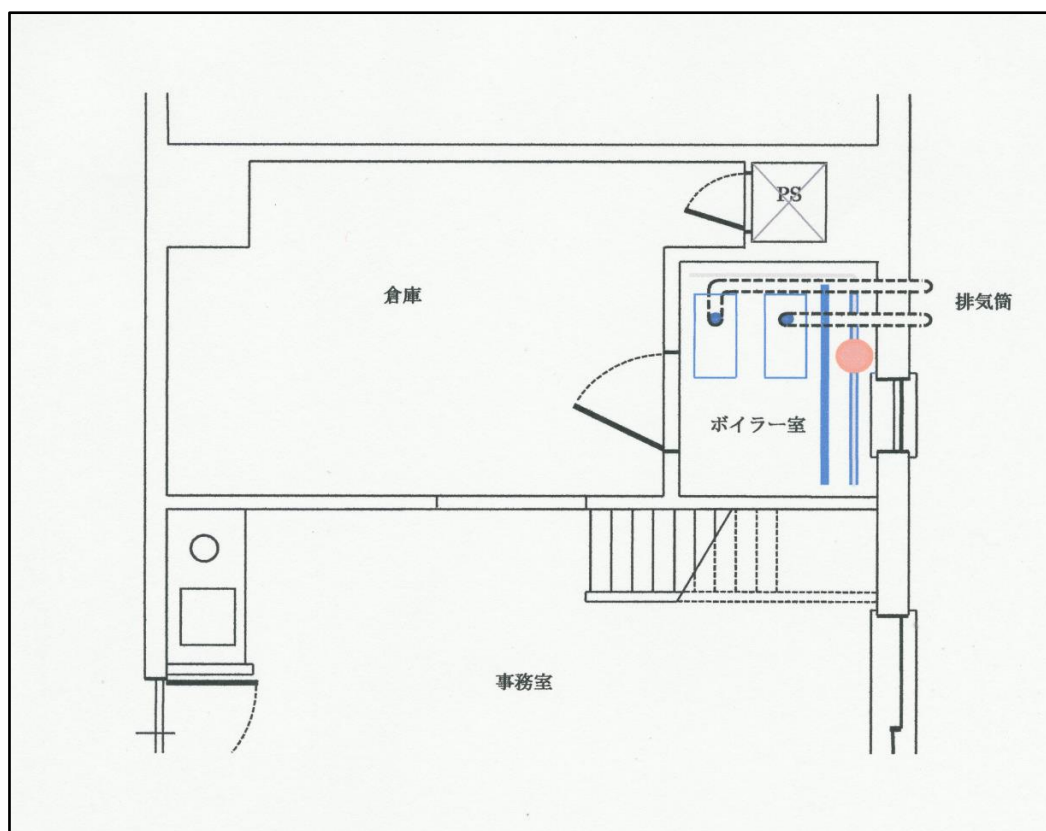
## 宿直室・倉庫・ロードヒーティング用ボイラー室

平成8年春、残工事（路盤未工事及び舗装工事）と同時期に(株)博善社の無断造作が行われた。

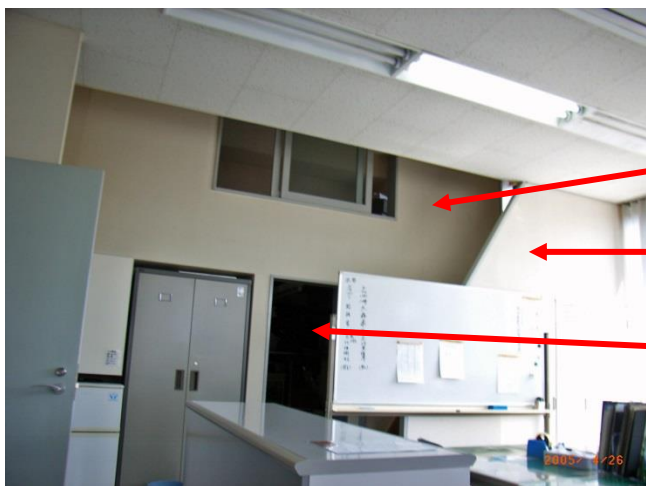
事務所横の倉庫にロードヒーティング用のボイラー室を設け、ロフト式の宿直室を間仕切り、居室とした。

宿直室を間仕切したことにより換気不足による改善通知を受け、宿直室の面積を縮小する間仕切をしたとして、平成22年9月27日、(株)博善社は虚偽の改善完了報告書を提出した。

倉庫・ボイラー室 平面図



平成8年春、造作



宿直室

階段

倉庫



自動火災報知機未設置

階段下物入れ  
自動火災報知機未設置

宿直室 換気設備未設置 非常用照明未設置



エアコン取付位置変更。

2灯用照明 2台から 1台に変更され、取付位置変更が行われている。



## 倉庫

天井材を除去し、防火上、劣る構造となる倉庫と事務室の間仕切造作が行われている。  
間仕切したことにより自動火災報知機が未設置となった。



平成 18 年、清田消防署の改善通知により、自動火災報知機設置。

### ロードヒーティング用ボイラー室

ボイラー室には強制排気型ボイラー(入力 36,6kW) 2 台が設置され、合計入力 が 72kW 以上となり、ボイラー室は耐火構造(建築基準法施行令第 3 節第 10 条)としなければならないが、耐火構造とはなっていない。また、入力合計 70kW 以上のボイラーを設置する際には消防署に設置届(札幌市火災予防条例第 66 条)を提出しなければならないが、提出されていない。

ボイラー室に設置されているロードヒーティング用ボイラーは半密閉式ボイラーであり、基準を満たす空気を取り入れ口と換気口が必要となるが、基準を満たす空気取り入れ口は設けられておらず、換気口は施工されていない。

平成 23 年 4 月 23 日付の榊博善社の文書には「当社において賃借後に工事を行い原状変更した、当直室及び敷地内のロードヒーティングについては、建物賃借の満了までに当社が施工業者と契約し、賃借時の原状に回復させることといたします。」と記載され、契約満了時まで安心安全の是正措置は講じないとした文言が記載されていた。



ボイラー室間仕切壁 不燃材料ではない

ボイラー室  
自動火災報知機  
未設置

